

薬剤師法の一部を改正する法律案要綱

第一 薬剤師国家試験の受験資格

薬剤師国家試験の受験資格を、学校教育法に基づく大学において、薬学の正規の課程（学校教育法第五十五条第二項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者に付与すること。（第十五条関係）

第二 施行期日等

- 一 この法律は、平成十八年四月一日から施行すること。（附則第一条関係）
- 二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。（附則第二条及び第三条関係）